

2019年10月吉日

全国たばこ販売協同組合連合会
会長 横田 圭二

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する要望

- ・近年の度重なるたばこ税増税や、各種規制等により、たばこ販売数量は直近10年間で約半減と、急激かつ大幅な減少推移にあります。
 - ・「改正健康増進法」等を受け、全国における公共場所や官公庁、病院、大学等の既存喫煙所の撤去が相次いでおります。
 - ・全国の地方自治体で、国の法規制を上回る「受動喫煙防止条例」、いわゆる「上乘せ条例」(国と地方の二重規制による混乱)の議論・制定が相次いでおります。
 - ・受動喫煙防止対策としての「健康増進法」とは、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」ことと認識しております。
 - ・“喫煙を愉しむこと”と“受動喫煙を受けたくないこと”は、ともに憲法で保障された国民の権利として尊重されなければなりません。
 - ・喫煙する者は受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的嗜好品であるたばこを喫煙する者を、社会的悪者として排除する事もあってはなりません。
 - ・今般の健康増進法改正は、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくことこそが本来目的であり、その目的達成のためには、「禁煙の推進」ではなく、「分煙環境の整備・推進」が極めて重要であると考えます。
 - ・たばこは、たばこ事業法に基づく合法的嗜好品であるとともに、税収面においても、国、地方合わせ約2兆円、それぞれ約1兆円の貴重な財源として多大な貢献を長年にわたり果たしております。
 - ・一方、その性質は(特別税を除き)普通税(一般会計)として、使途は国、及び各自治体の判断に委ねられており、国民に公開されておられません。
- *本来、行政事業公開の原則、国民の納得性、税制の趣旨にも鑑み、一定程度の使途公開はなされるべきものと考えます。

近年の度重なる増税や、一律・過度な喫煙規制は、零細販売店である私ども組合員の経営を直撃、まさに死活問題となっているところです。現実、中小零細な「街のたばこ屋」の多くが、毎日のように全国各地で廃業を余儀なくされており、この現状を放置すれば、日本中から「街のたばこ屋」が絶滅する恐れほどの危機感があります。

上述現状認識の下、弊会全国組合員 5 万人の総意として下記の通り強く要望致します。

記

「喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を、“受動喫煙防止事業”の推進を目的とした、分煙環境整備として活用できる全国的制度の整備・実施を要望します。」

- ・受動喫煙防止事業として、地方たばこ税の一部を目的税化（使途のルール化）することにより、「望まない受動喫煙防止」を目的とした「改正健康増進法」の着実な推進を図ることができるものと考えます。
- ・また、以て全国の中小零細たばこ小売店の活性化・生活の確保を図るとともに、たばこ総需要減少に一定の歯止めをかけ、財政物資としての継続安定的な国家・地方税収の確保に資するものと考えます。
- ・私共は、長きにわたり街の灯台として地域社会に密着し、多大な税収貢献の一翼を担ってきたと自負しております。全国 5 万人の組合員が路頭に迷うことがないように、また、全国約 2,000 万人の喫煙を愉しむ国民のひとときの安らぎが奪われてしまうことのないよう、特段のご高配を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上